

二宮町立体育館 L E D 照明設備賃貸借事業 仕様書

1 事業名

二宮町立体育館 L E D 照明設備賃貸借事業（以下「本業務」という。）

2 総則

本仕様書は、二宮町（以下「本町」という。）が実施する本業務について適用するものであり、本プロポーザルの応募者の企画提案書の作成及び本契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が事業を遂行するため、必要な事項を定めるものである。

本業務は、契約書、関係法令及びこの仕様書に基づいて実施するものとする。建築基準法、消防法、建築業法、労働安全衛生法、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に関係する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令に定めるものに準拠すること。

3 賃貸借物件

L E D 照明器具 一式（詳細は別紙既存照明・種類一覧を参考とすること。）

4 対象施設

二宮町立体育館

5 業務対象期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

(1) 準備期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで。

(2) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日（金）より令和 18 年 12 月 31 日（水）までの賃貸借を開始するものとする。

※地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為とする。

6 業務内容

本契約において、事業者は下記の業務を行い、その費用は本契約の契約金額に含めるものとする。

- (1) 既存の照明器具数の見直し及び老朽化施設への対応計画
- (2) L E D 照明器具及び設置に必要な付随品一式の賃貸借
- (3) 事業遂行のために必要な現地調査
- (4) L E D 照明器具及び設置に必要な付随品一式の施工及び管理
- (5) 既存照明器具の撤去及び廃棄処分

- (6) アスベスト飛散防止対策（対象箇所と対策内容は協議とする）
- (7) 更新工事完成図書作成
- (8) LED照明器具及び設置に必要な付随品一式の維持管理、保証（無償修繕等）
- (9) 賃貸借契約終了後のLED照明器具及び設置に必要な付随品一式の無償譲渡
- (10) その他、本事業実施に伴い必要となる事項

7 賃貸借物件の仕様

(1) LED照明器具

- ア 照明器具、ランプ及び付随部品は新品であること。
- イ 取替手法については、器具ごとまたはランプ交換とすることとし、両方の手法を用いて交換することも可とする。
- ウ 器具交換を提案する場合、将来的なメンテナンスに考慮し、一体型ライトバーについては、光源側に電源を持つ製品とすること。
- エ ランプ交換による場合は、設置するランプはG13口金直管LEDランプとし、日本照明工業会のAC直結G13口金LED光源安全規格（JLMA301）に準拠した製品とすること。
- オ 設置する製品に起因して、電磁波・ノイズが施設等に設置されている他の機器の性能に影響を及ぼすことがないよう、40W型直管LED照明及び20W型直管LED照明に関しては、国際無線障害特別委員会の規格（CISPR15）に適合した製品とすること。
- カ 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とすること。
- キ 外部に設置する照明器具については、適切な防水性、対候性、耐食性を有すること。
- ク 既存器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても新規で設置し、落下防止金具を設置することとし、高天井用の照明器具等についてもダブルナットや落下防止用のワイヤー器具等を取り付け、落下防止対策を図ること。
- ケ 投光器及び街路灯は、既設ポール、既設取付架台に設置することとし、取りつかない場合はアダプタ等を使用すること。

(2) 施工仕様

- ア 施工前に現地調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書等との相違を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。
- イ 施工の際には、施設運営への影響が最小限になるように配慮するとともに、施設利用者の安全に配慮すること。また、停電等により施設運営上

必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、その内容を本町に報告すること。

- ウ 必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び材料置き場の各部養生を行い、他に損傷を与えないよう十分注意をすること。
- エ 本町との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成すること。
- オ 照明器具の配置変更が必要な場合は、本町と協議をし、合意の上で可能とする。
- カ 作業に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、本町と協議のうえ、原則事業者がこれを行うこと。
- キ 設置する照明器具について、本事業の賃貸借品であることを表記したラベル等と付すこと。なお、ラベルの仕様、記載内容については本町と協議すること。
- ク 施工用資材等の搬入及び搬出経路については、施設運営上支障にならないよう留意すること。
- ケ 施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に本町の承諾を得ること。
- コ 作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床清掃をすること。
- サ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を実施し、その結果を本町に報告すること。
- シ 設置作業の前後に照度測定を実施し、その結果を本町に報告すること。なお、測定位置については事前に協議し、承諾を受けたうえで行うこと。
- ス 照明器具の更新に伴い、分電盤内の回路の名称が不一致となる場合は変更すること。
- セ 施工期間中、火災保険又はそれに代わる保険等に参加すること。また、加入を証明するものを本町に提出すること。

(3) 施工に伴う既存器具等の取扱い

- ア ランプ交換の場合、照明器具本体は既設のものを使用し、ランプのみを交換すること。ただし、ソケットについては老朽化の状況により、新品に交換すること。なお、LEDランプへの交換作業においては、既存器具の安定器を切り離し、ソケットに直結するバイパス工事を行うこと。
- イ 劣化している配線器具、電線については本町と協議のうえ交換し、安全に設置すること。
- ウ 電線や吊りボルトなどの既設流用部分が劣化しており、十分耐えうるものでない場合は、本町と協議のうえ、交換または落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。

- エ 撤去した照明器具、ランプ等については、関係法令を遵守し適正に処理することとし、産業廃棄物を適正に処理したことがわかるものを提出すること。
 - オ 既存器具の撤去に伴い、天井の塗装補修等が必要な場合は事業者の負担で行うこと。
- (4) PCB・アスベスト
- ア PCBを含む安定器等があった場合は、取扱いについて本町と協議すること。
 - イ アスベスト含有の恐れがある既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、本町と協議のうえ、必要な手続きを行い適切な方法で作業を行うこと。費用については本町との協議とする。
- (5) その他
- ア 本仕様書にない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）」最新版及び「公共施設設備標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。
 - イ 施工に関して疑義が生じた場合は、本町と協議すること。
 - ウ 必要に応じて、作業の各段階において本町又は施工管理者立会いのもと確認を受けること。
 - エ 施工にあたり、施設内の電気、水道等は使用することができる。
 - オ 昨今の状況を踏まえ、事業者の責めに帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合については、本町と協議のうえ、都度対応を決定する。

8 維持管理業務等

- ア 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。なお、LED照明器具の設置後から、賃貸借開始までの期間についても、本町の責による場合を除き、賃貸借期間中と同等の対応を行うこと。
- イ 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（経年劣化除く）等は、事業者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について施工管理者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を本町に書面で報告すること。
- ウ 事業者は、照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、連絡窓口を設け、連絡先、担当者名を記載した書面を本町に届

出ること。また、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに差替える内容を届出ること。

エ 本事業で設置する照明器具等について、賃貸借期間中の日常点検及び法定点検は本町が行うものとする。ただし、点検の結果確認された不具合等については、本町からの連絡に基づき、事業者が交換等を行うこと。

オ バッテリー交換が必要な、蓄電池内蔵の照明器具については、本町の負担において適宜バッテリー交換を行うこと。

9 検査

ア 事業者は、全ての設置作業を完了した後、速やかに完了に伴う書類を本町に提出すること。

イ 事業者は、本仕様書のとおり業務を実施したことを本町の検査を受けること。

ウ 履行確認によって器具や設置作業等に瑕疵があることが判明した場合は、事業者の責任と負担で賃貸借開始日までにこれを是正し、是正報告を行うこと。

10 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、現状有姿の状態では本町へ引渡すものとする。なお、賃貸借期間中の償却資産税の納付は不要とする。

11 その他特記事項

ア 事業者は、賃貸借期間開始日を待たずに、設置した照明器具の仮使用を認めること。

イ 本事業の履行にあたり、本町が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講じること。

ウ 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、本町と協議を行うこと。

12 提出書類一覧 次に掲げる書類を期日までに本町に提出すること。

No.	提出書類	期日	備考
1	現場代理人等通知書及び経歴書	施工前	
2	施工計画書	施工前	
3	照明器具納入仕様書・出荷証明書	施工前	
4	施工期間中の保険関係書類の写し	施工前	※火災、雇用、労災保険等

5	本町との打ち合わせ記録	随時	
6	照明器具取扱説明書	完了時	
7	照明器具管理台帳	完了時	
8	照明器具配置図（プロット図）	完了時	
9	官公署へ提出した届出結果報告書	完了時	※必要な場合
10	器具設置前後の写真	完了時	
11	照度測定結果一覧	完了時	
12	絶縁抵抗・導通試験結果一覧	完了時	
13	産業廃棄物処理管理表等の写し	完了時	
14	賃貸借期間中の連絡窓口（担当者等）	完了時	
15	賃貸借期間中の保証関係書類	完了時	
16	交換等報告書	随時	
17	その他本町が求める書類	随時	